

県南広域振興局長告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年2月15日

県南広域振興局長 佐々木 隆

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370902009	社会福祉法人いちのせき会	短期入所生活介護 須川の郷	一関市巖美町字古館3番地	令和4年2月28日